

格 付 基 準

宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領（令和 4 年 4 月 1 日制定）第 8 条第 2 項の等級別格付基準は、次のとおりとする。

配水管布設工事

等級	基準の内容
A	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第 9 条に定める総合点数が 9 0 0 点以上であり、かつ、水道施設工事において特定建設業の許可を受けている者
B	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第 9 条に定める総合点数が 8 0 0 点以上である者
C	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第 9 条に定める総合点数が 7 0 0 点以上 7 9 9 点以下である者
D	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第 9 条に定める総合点数が 6 0 0 点以上 6 9 9 点以下である者
E	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第 9 条に定める総合点数が 6 0 0 点未満である者又は配水管布設工事の入札参加資格審査を新たに申請した者

- 注）
- （ 1 ） 昇級及び降級は、1 等級を限度とする。
  - （ 2 ） 新規認定以後、継続して更新認定した期間による制限
    - ① 認定通算期間が 4 カ年度に満たない場合の格付は C 等級を限度とする。
    - ② 認定通算期間が 2 カ年度に満たない場合の格付は D 等級を限度とする。

なお、有資格事業者として認定された日の属する年度は1カ年度とする。

(3) 完成検査の完了実績のない場合の制限

新規認定以後、配水管布設工事に係る完成検査の完了実績のない場合の格付はE等級とする。

附 則

(施行期日)

1 この格付基準は、令和4年4月1日から施行する。

(格付基準の廃止)

2 格付基準(平成26年4月1日上下水道局基準)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この格付基準は、令和5年4月1日から施行する。